

岩手県告示第 567 号

建設業法（昭和 24 年法律第 100 号。以下「法」という。）第 29 条第 1 項の規定により、法第 3 条第 1 項の許可を次のとおり取り消した。

平成 18 年 4 月 14 日

岩手県知事 増 田 寛 也

- 1 (1) 処分をした年月日 平成 18 年 3 月 2 日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 株式会社高市組
    - イ 主たる営業所の所在地 北上市町分 18 地割 125 番地
    - ウ 代表者の氏名 高橋和敏
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（般－16）第 360 号
  - (3) 処分の内容 とび・土工事業及び造園工事に関する一般建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成 18 年 3 月 2 日付けでとび・土工事業及び造園工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。
- 2 (1) 処分をした年月日 平成 18 年 3 月 2 日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 株式会社高市組
    - イ 主たる営業所の所在地 北上市町分 18 地割 125 番地
    - ウ 代表者の氏名 高橋和敏
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（特－16）第 360 号
  - (3) 処分の内容 土木工事業及びほ装工事業に関する特定建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成 18 年 3 月 2 日付けで土木工事業及びほ装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。
- 3 (1) 処分をした年月日 平成 18 年 3 月 28 日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 近藤建設株式会社
    - イ 主たる営業所の所在地 宮古市宮町四丁目 6 番 41 号
    - ウ 代表者の氏名 近藤武則
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（特－16）第 1448 号
  - (3) 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に関する特定建設業の許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成 18 年 3 月 23 日付けで建築工事業及び大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。
- 4 (1) 処分をした年月日 平成 18 年 3 月 29 日
  - (2) 処分を受けた者
    - ア 商号又は名称 株式会社ヤマカ
    - イ 主たる営業所の所在地 気仙郡住田町世田米字向川口 73 番地 2
    - ウ 代表者の氏名 菅野力男
    - エ 許可番号 岩手県知事許可（特－13）第 3001 号
  - (3) 処分の内容 土木工事業に関する特定建設業許可の取消し
  - (4) 処分の原因となった事実 平成 18 年 3 月 16 日付けで土木工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

- 5(1) 処分をした年月日 平成 18 年 3 月 24 日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 一方井採石有限会社
  - イ 主たる営業所の所在地 岩手郡岩手町大字五日市第 12 地割 50 番地 12
  - ウ 代表者の氏名 武田貴美子
  - エ 許可番号 岩手県知事許可(特-13)第 3367 号
- (3) 処分の内容 建築工事業、管工事業及び造園工事業に関する特定建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成 18 年 3 月 24 日付けで建築工事業、管工事業及び造園工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。
- 6(1) 処分をした年月日 平成 18 年 3 月 6 日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 協和建設
  - イ 主たる営業所の所在地 奥州市胆沢区小山字下笹森 136 番地 25
  - ウ 代表者の氏名 佐々木君夫
  - エ 許可番号 岩手県知事許可(般-12)第 5227 号
- (3) 処分の内容 土木工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成 18 年 2 月 15 日付けで土木工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。
- 7(1) 処分をした年月日 平成 18 年 3 月 7 日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 大下建築
  - イ 主たる営業所の所在地 九戸郡洋野町種市第 3 地割 48 番地
  - ウ 代表者の氏名 大下賢治
  - エ 許可番号 岩手県知事許可(般-13)第 5262 号
- (3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成 18 年 3 月 7 日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。
- 8(1) 処分をした年月日 平成 18 年 3 月 1 日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 有限会社電装
  - イ 主たる営業所の所在地 盛岡市三ツ割五丁目 1 番 36 号
  - ウ 代表者の氏名 横澤松五郎
  - エ 許可番号 岩手県知事許可(般-13)第 5318 号
- (3) 処分の内容 電気工事業に関する一般建設業の許可の取消し
- (4) 処分の原因となった事実 平成 18 年 2 月 28 日付けで電気工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。
- 9(1) 処分をした年月日 平成 18 年 3 月 20 日
- (2) 処分を受けた者
- ア 商号又は名称 有限会社魁工務店
  - イ 主たる営業所の所在地 久慈市大川目町第 1 地割 23 番地 3
  - ウ 代表者の氏名 佐々木時男

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-13）第 5623 号

(3) 処分の内容 建築工事業及び大工工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 18 年 3 月 17 日付けで建築工事業及び大工工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

10(1) 処分をした年月日 平成 18 年 3 月 31 日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 上村組

イ 主たる営業所の所在地 岩手郡雫石町大字西根第 23 地割字下駒木野 108 番地 1

ウ 代表者の氏名 上村ミヨ

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-13）第 7070 号

(3) 処分の内容 土木工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 18 年 3 月 31 日付けで土木工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

11(1) 処分をした年月日 平成 18 年 3 月 10 日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社ジェイズ

イ 主たる営業所の所在地 花巻市矢沢第 10 地割 1 番 1

ウ 代表者の氏名 渡邊邦義

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-13）第 7210 号

(3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 18 年 3 月 10 日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

12(1) 処分をした年月日 平成 18 年 3 月 29 日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社古内工務店

イ 主たる営業所の所在地 大船渡市三陸町綾里字清水 136 番地 1

ウ 代表者の氏名 大坪格

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-14）第 8079 号

(3) 処分の内容 土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 18 年 3 月 20 日付けで土木工事業、建築工事業、とび・土工工事業、石工事業、管工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

13(1) 処分をした年月日 平成 18 年 3 月 1 日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社長山工務店

イ 主たる営業所の所在地 岩手郡滝沢村滝沢字湯舟沢 200 番地

ウ 代表者の氏名 長山孝男

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-13）第 8751 号

(3) 処分の内容 屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 18 年 2 月 16 日付けで屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装工事業を廃

止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

14(1) 処分をした年月日 平成 18 年 3 月 14 日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 石橋建設有限会社

イ 主たる営業所の所在地 二戸郡一戸町岩館字川又 65 番地 1

ウ 代表者の氏名 石橋洋子

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-13）第 8803 号

(3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 18 年 3 月 13 日付けで土木工事業、とび・土工工事業、ほ装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

15(1) 処分をした年月日 平成 18 年 3 月 7 日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社関建設

イ 主たる営業所の所在地 二戸市堀野字大川原毛 218 番地 1

ウ 代表者の氏名 関眞紀子

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-13）第 9676 号

(3) 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 18 年 3 月 6 日付けで土木工事業、とび・土工工事業及びほ装工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

16(1) 処分をした年月日 平成 18 年 3 月 23 日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社浅沼土木

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市手代森 14 地割 16 番地 384

ウ 代表者の氏名 浅沼昭吉

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-14）第 20220 号

(3) 処分の内容 とび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業及びしゅんせつ工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 18 年 3 月 23 日付けでとび・土工工事業、石工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業及びしゅんせつ工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

17(1) 処分をした年月日 平成 18 年 3 月 8 日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 株式会社芙蓉物産

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市大通三丁目 3 番 10 号

ウ 代表者の氏名 木村隆司

エ 許可番号 岩手県知事許可（特-16）第 20329 号

(3) 処分の内容 建築工事業、石工事業、鋼構造物工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業に関する特定建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 18 年 3 月 6 日付けで建築工事業、石工事業、鋼構造物工事業、しゅんせつ工事業、塗装工事業及び水道施設工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

18(1) 処分をした年月日 平成 18 年 3 月 17 日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 有限会社アーバンホーム

イ 主たる営業所の所在地 盛岡市手代森 14 地割 9 番地 29

ウ 代表者の氏名 中田修司

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-15）第 20344 号

(3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 18 年 3 月 17 日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。

19(1) 処分をした年月日 平成 18 年 3 月 3 日

(2) 処分を受けた者

ア 商号又は名称 藤建ハウス

イ 主たる営業所の所在地 紫波郡紫波町高水寺字大坊 201 番地 6

ウ 代表者の氏名 佐藤正明

エ 許可番号 岩手県知事許可（般-16）第 20395 号

(3) 処分の内容 建築工事業に関する一般建設業の許可の取消し

(4) 処分の原因となった事実 平成 18 年 3 月 3 日付けで建築工事業を廃止した旨の届出があり、このことが法第 29 条第 1 項第 4 号に該当する。